

中野市立小学校及び中学校適正規模等審議会条例

(設置)

第1条 中野市立小学校及び中学校（次条及び第3条において「小中学校」という。）における少子化時代の学校教育のあり方について検討するため、中野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問機関として、中野市立小学校及び中学校適正規模等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し答申する。

- (1) 小中学校の適正規模に関すること。
- (2) 小中学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 小中学校の児童生徒の保護者その他の学校教育関係者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。